

# 入広瀬自然活用センター屋上パラペット庇改修工事設計監理業務委託 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

## 1 業務の目的

本業務は、次に掲げる工事を施工するために必要な設計書、設計図書等の作成及び工事の施工監理を行うことを目的とする。

工事名：入広瀬自然活用センター屋上パラペット庇改修工事

- |         |             |      |    |        |       |
|---------|-------------|------|----|--------|-------|
| ① 建物の名称 | 入広瀬自然活用センター |      |    |        |       |
| ② 建設位置等 | 魚沼市大白川51番地  |      |    |        |       |
| ③ 建物の概要 | 鉄筋コンクリート造   | 2階建て | 1棟 | 延床面積   | 約278㎡ |
|         |             |      |    | 改修屋根面積 | 約23㎡  |

## 2 一般的事項

- (1) 業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 業務は、担当者と十分協議打合せのうえ実施しなければならない。
- (4) 業務実施のために必要な手続き及び検査等に伴う費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。
- (5) 業務の実施にあたっては十分な数の技術者を配置し、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (6) 受注者は、業務の着手及び完了にあたって下記の書類を提出して担当者の承認を得るものとする。また、承認を受けた事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。
  - ① 着手時 ・ 着手届 ・ 主任技術者 ・ 職務分担表
  - ② 完了時 ・ 完了届 ・ 納品書 ・ 成果品

## 3 実施設計

- (1) 受注者は、設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、担当者と打合せを行うものとする。
- (2) 設計にあたっては、建築基準法及び関係法令等に準拠して行わなければならない。
- (3) 積算にあたっては、物価資料、見積その他の積算資料により適正に行わなければならない。
- (4) 設計及び積算の計算根拠、資料、参考文献及びその出典等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。
- (5) 設計工事費（税抜）の想定を3,850,000円程度とする。

## 4 工事費積算にあたっての留意事項

- (1) 工法選定 ・ 選定理由を明確にすること。
- (2) 数量計算 ・ 各工事毎において、数量を算定した計算式を明示すること。
  - ・ 上記の数量算定の根拠と、図面の突合が容易なこと。

- ・同工種及び類似工種において異種単価は使用しないこと。
- (3)使用単価
  - ・一式単価とする場合は別途の明細等を添付すること。
  - ・見積単価を使用する場合には、三者以上から見積もりを徴すること。

## 5 施工監理

- (1) 受注者は、当該工事が適正、安全、円滑に施工されるよう監理しなければならない。
- (2) 施工監理の主な業務内容は、次のとおりとする。
  - ① 設計意図を施工者に正確に伝える業務
  - ② 設計図とおりの施工をしていることの確認業務
  - ③ 工事の確認及び報告業務
  - ④ 工事監理業務完了手続き
- (3) 受注者が指定する者は、魚沼市財務規則(平成16年魚沼市規則第49号) 別記建設工事請負基準約款の例による監督員の職務を行うものとする。
- (4) 受注者は、設計内容及び請負金額等を変更する必要があると認めるとき、又は、工事の施工について疑義が生じたときは、速やかに担当者と協議しなければならない。

## 6 成果品

本業務による成果品の提出は、次のとおりとする。

### 実施設計業務

- |                        |         |       |
|------------------------|---------|-------|
| ① 設計図                  | A 3     | 1 部   |
| ② 工事費設計書               | 単入れ・単抜き | 各 1 部 |
| ③ 各種数量計算書及び資料          | 数量計算書   | 1 部   |
| ④ 打合せ記録簿、その他担当者が指示する書類 |         | 1 部   |
| ⑤ 上記書類を格納した電子データ (CD)  |         | 1 枚   |

### 施工監理業務

- ① 工事監理日報 1 部
- ② 打合せ記録簿、検査記録簿、指示書その他担当者が指示する書類 1 部
- ③ 設計変更が生じた場合は、変更に係る設計書（設計図書、工事用特記仕様書、数量計算書等を含む。） 3 部

## 7 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者との協議により定めるものとする。